

山梨県公報

号外第五十号

平成二十九年

十月十三日

金 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 山梨県議会議員補欠選挙の執行……………
- 山梨県議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者……………
- 山梨県議会議員補欠選挙において候補者等が山梨県選挙管理委員会にする届出等の受付場所……………
- 山梨県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時……………
- 山梨県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができるところ……………
- 山梨県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所……………
- 山梨県議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時……………

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項第五号の規定により山梨県議会議員補欠選挙を次のとおり執行する。

平成二十九年十月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 中 込 ま さ 彥

- 一 選挙の期日 平成二十九年十月二十二日
- 二 選挙すべき議員の数 山梨市選挙区 二

山梨県選挙管理委員会告示第四十六号

平成二十九年十月二十二日執行の山梨県議会議員補欠選挙山梨市選挙区における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十九年十月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 中 込 ま さ 彥

選挙長	氏名	職務代理者	氏名
住所	中込まさ彦	住所	渡邊文昭
甲斐市竜王新町二三四二番地		南アルプス市小笠原二二〇番地二三	

山梨県選挙管理委員会告示第四十七号

平成二十九年十月二十二日執行の山梨県議会議員補欠選挙山梨市選挙区において、候補者等が山梨県選挙管理委員会にする届出等の受付場所は、次のとおりである。

平成二十九年十月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 中 込 ま さ 彥

届出事項等	受付場所
選挙事務所設置(異動)届 出納責任者選任(異動)届 選挙運動事務員等の届 選挙運動の公費負担の届 選挙運動に関する収支報告書	山梨県選挙管理委員会事務局

山梨県選挙管理委員会告示第四十八号

平成二十九年十月二十二日執行の山梨県議会議員補欠選挙山梨市選挙区における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 中 込 ま さ 彥

- 一 場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
- 二 日時 平成二十九年十月二十四日 午前十一時

山梨県選挙管理委員会告示第四十九号

平成二十九年十月二十二日執行の山梨県議会議員補欠選挙山梨市選挙区における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

平成二十九年十月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 彥

ポスターを掲示することができる日 平成二十九年十月十三日

山梨県議会議員補欠選挙山梨市選挙区選挙長告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の山梨県議会議員補欠選挙山梨市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十九年十月十三日

山梨県議会議員補欠選挙山梨市選挙区

選挙長 中 込 まさ 彥

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

(ただし、平成二十九年十月十三日午前八時三十分から午後五時までに限り、山梨県甲州市塩山上塩後一・二・三九番地一東山梨合同庁舎一〇一会議室とする。)

山梨県議会議員補欠選挙山梨市選挙区選挙長告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の山梨県議会議員補欠選挙山梨市選挙区において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十三日

山梨県議会議員補欠選挙山梨市選挙区

選挙長 中 込 まさ 彥

一 場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁本館四階会議室

二 日時 平成二十九年十月十九日 午後五時十五分